

コンプライアンス規程

鹿児島市バレーボールスポーツ少年団連絡協議会

1. 目的

この規程は、鹿児島市内の小学生バレーボールの健全な普及と発展のために、鹿児島市バレーボールスポーツ少年団連絡協議会（以下、当協議会）の役員及び協議会に登録している個人及び指導者と登録選手の保護者が、社会的規範や倫理に反する行為により、他からの疑惑や不信を招き批判を受けることがないように、予め責務と禁止事項を示し注意を喚起することを目的とし制定する。

*公益財団法人日本バレーボール協会（JVA）、日本小学生バレーボール連盟、鹿児島県小学生バレーボール連盟、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）のコンプライアンス規程、鹿児島市スポーツ少年団倫理規程と処分基準等を参考とした内容とする。

2. 適用範囲

この規程の適用対象者は次の当協議会関係者とする。

- 1) 当協議会の役員(会長、副会長、部長、理事、監事)
- 2) 当協議会に登録している個人及び指導者と登録選手の保護者

3. 責務及び禁止事項

1) 行動規範

当協議会関係者は、法令等を遵守し、競技規則を守り、常にスポーツパーソン、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の模範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

2) 禁止事項

次に掲げる行為を禁止する。

- ①当協議会の規約や規程、通達事項を遵守せず、逸脱した行為を行うこと。
- ②体罰・暴力行為、セクシュアル・ハラスメントパワー・ハラスメント行為を行うこと。
- ③個人の名誉を損ない、プライバシー侵害行為（個人情報漏洩、肖像権侵害等）を行うこと。
- ④新規登録及び選手の移籍に関し、所要の手続きを経ずして、強引な勧誘等をする行為。
- ⑤フェアプレーの精神、スポーツパーソン精神に反する行為を行うこと。

4. コンプライアンス委員会の構成

当協議会規約第16条に基づくコンプライアンス委員会の委員は次の7名とする。

副会長2名、外部学識経験者、監事代表、総務部長、競技部長、審判部長
委員長1名と副委員長3名は委員会で互選により決定する。

5. 懲戒処分

3の2) 禁止事項を行った場合、別途定める懲戒処分基準に基づき処分する。ただし、行為の事実が当事者の故意とは言えない場合や、軽微の場合は注意又は警告にとどめる。

又、当協議会以外からの処分がなされた場合にも準じた処分を行う。

6. 事案の受理と調査の手続き

コンプライアンス委員会は、事案発生報告及び申し立ての受付日によって受理し、調査及び事実確認などのため、コンプライアンス事案の当事者との日程調整の上、ヒアリングを実施する。当事者はヒアリングに必ず応じなければならない。

7. 審議と処分について（懲戒処分基準は別表にて規定）

- 1) 調査やヒアリングの結果、当事者の違反行為が明らかとなった場合は、コンプライアンス委員会で懲戒処分内容を決定し、当協議会理事会に報告確認した上で当事者本人に通知する。
- 2) コンプライアンス規程違反の当事者に対しては、違反した時点及び処分を行う時点のいずれにおいても、処分を行うことができる。
- 3) 前項の定めにかかわらず、違反した時点から1年間が経過していなければ、処分時点において登録者等の地位を有しないものに対しても処分を行うことができる。
- 4) 処分の適用開始日は、コンプライアンス委員会及び理事会で決定し当事者に通知する。
- 5) 当事者が、ヒアリングの拒否・処分通知の受け取り拒否及び処分内容不履行の場合は、さらに重い懲戒処分とする。
- 6) 懲戒処分レベル3以上の場合は、市スポーツ少年団や県小学生バレーボール連盟にも報告する。

別途、市スポーツ少年団処分基準や県小学生バレーボール連盟のコンプライアンス規程、公益財団法人日本スポーツ協会（J S P O）登録者等処分規程により処罰されることがある。

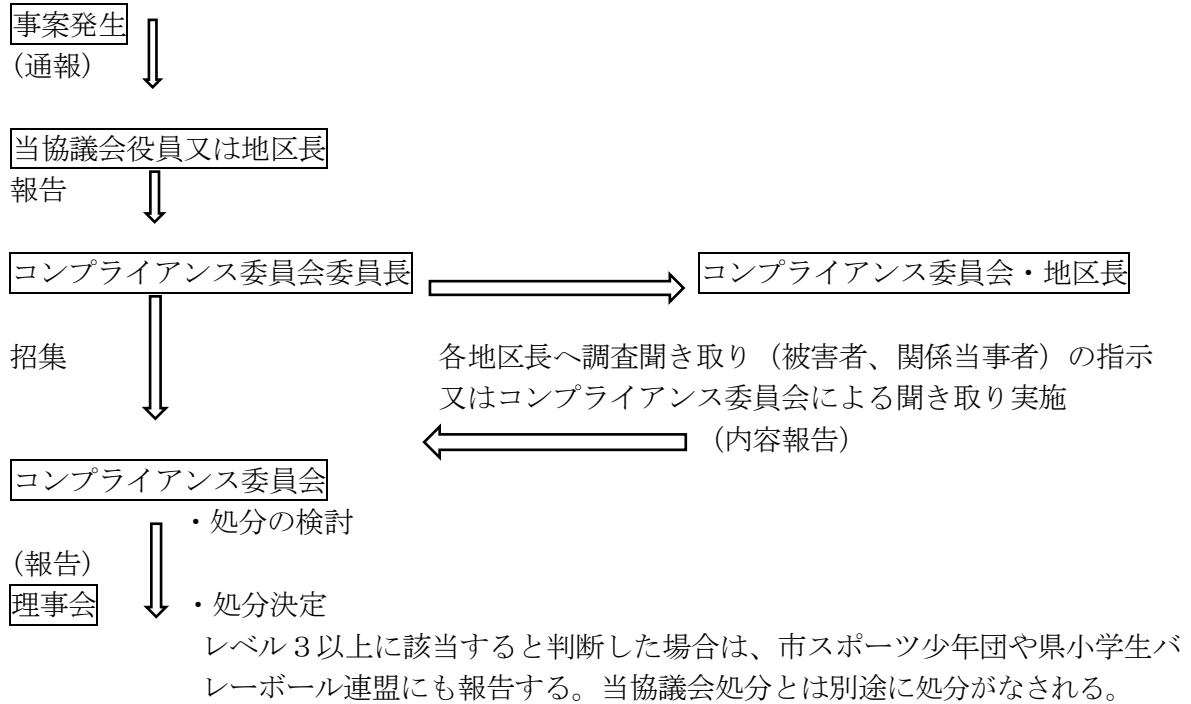
8. その他

詳細については必要に応じて別途定める

- 付則 この規定は令和4年4月9日に一部改定、同日施行とする。
この規程は令和6年4月13日に一部改定、同日施行とする。
この規定は令和7年4月12日に一部改定、同日施行とする。
この規定は令和8年4月11日に一部改定、同日施行とする。

懲戒処分に関する流れと基準

事案発生から処分までのフローチャート



段階	違反行為の程度と事例 (全てではない。個別に判断する)	処分内容
レベル1	人格を否定するような発言・侮辱等 (以下「暴言等」) 「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導や活動 (軽度・偶発的) 協議会規約や規程に反する行為 (軽度)	口頭による 厳重注意
レベル2	暴言等の内容や程度が重い場合 「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導や活動 (悪質・頻回) 協議会規約や規程に反する行為 (中程度)	文書による 厳重注意 反省文提出
レベル3	暴力・体罰・暴言 (傷害を負わない) *スポ少処分規程では、被害者が傷害を負わなかった場合でも活動停止6か月 協議会規約や規程に反する行為 (故意・悪質) 逸脱行為をチームで隠蔽又は黙認し放置した場合	一定期間 (1年以内) の当協議会主催の大会へのベンチ入りの禁止。一定期間のチーム大会出場停止。
レベル4	暴力・体罰・暴言 (1か月未満の傷害) 身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動、性的言動 (セクシャルハラスメント) 無視や正当な理由なく練習させない等立場を利用した嫌がらせ行為 (パワーハラスメント)	一定期間 (1年以上) の指導及びベンチ入りの禁止及び役職等の剥奪
レベル5	暴力・体罰 (1か月以上の傷害、死亡など、刑事及び行政責任をとるような程度) レベル4の程度が悪質な場合	当協議会からの除名、登録停止